

議会改革推進委員会 会議録

開催日	令和5年11月14日(火)
会議時間	午前10時29分 ~ 午前11時1分
開催場所	第三委員会室
出席委員等	[委員長] 平野 裕子 [副委員長] 山本 英司 [委員] 三井 義文, 稲田 敏昭, 齋藤 寛之, 木崎 俊行, 押木 孝和, 伊藤 とし子, 村田 穰史
	[オブザーバー] 議長 岡村 芳樹
欠席委員等	なし
委員外委員	齋藤 明美
説明のため出席した者の職氏名	なし
議会事務局	[局長] 三須 裕文 [次長] 宮崎 由美子
	[書記] 飯野 明, 秋葉 昌輝
協議事項	(1) オンライン委員会の実施方法について (2) 次回の日程について

【決定事項】

(1) オンライン委員会の開会手続について

「委員長は【副委員長及び議長】の意見を聴くことができる。」とし、オンラインで出席する委員の申請については、【委員会開催日前日の正午】までとする

(2) 次回の協議内容について

① オンライン会議中の「なりすましを防止」について

② 出席とみなすことができない（退席したとみなす）と考えられる要件について

(3) 次回日程

令和6年1月15日(月) 午前10時30分～

オンライン委員会の開会手続について

【主な意見】

- 緊急時の状況はいろいろあると思う。急に行けなくなることもあるので、申請手続は当日でもいいのではないか。
- 緊急時の想定は様々あるかと思うが、まずは申請の期限を委員会前日の正午に設定をして運営をしていくのも重要ではないか。
- 当日にオンラインで参加したいという要望が出てくる可能性もあるが、とりあえず前日正午で締め切る運用をして、後にはフレキシブルに対応できる部分があったほうがいいと思う。
⇒運用の中で見直しも検討していく。

出席(本人)確認について

【次回の協議事項に関する事務局説明】

- オンライン委員会を実施するにあたり、なりすましを防止する必要がある。委員のなりすましを防止する運用として、あらかじめ委員に通知したID、パスワードによりログインされているか、

また、画面上に当該議員が映り、本人の音声であるかを確認することが考えられる。

- 委員会条例第 15 条の 2 第 1 項において、オンラインによる方法については、「映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法」と規定していることから、映像や音声切断された場合は退席したものとみなすことになるものと考えられる。このほかに、出席とみなすことができない（退席したとみなす）と考えられる要件などはあるか。

以上 2 点についてご協議いただきたい。

(参考) 委員会条例第 15 条の 2

第 15 条の 2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延、災害等の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第 20 条の秘密会は、この限りでない。

2 以下略

【主な意見】

- オンライン会議中に間違えて Zoom から退室してしまった場合の扱いについて。
⇒「通信環境の復旧等により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話することが可能となった場合には、復席したものとみなす。」という規定を設けている議会もある。
⇒このような規定を設けるべきかどうかを含め会派内で協議していただきたい。
- ID、パスワードは緊急用に固定するのか、それとも会議毎に都度設定するのか。
⇒Zoom で会議を想定しているため、会議毎に異なる ID・パスワードになる予定。
- 今後のオンライン委員会の協議について、1 個ずつ協議していくととても時間かかる。どういうタイムスケジュールでやっていくのか。
⇒8 月の会議で示した協議すべき事項は以下のとおり。

- ・開会の手順（具体的な手順や手続）
- ・出席確認①（オンラインで参加する委員のなりすましを防止する方法）
- ・出席確認②（出席とみなすことができない（退席したとみなす）要件）
- ・正副委員長の互選（現状においては、オンライン委員会では指名推薦が適当）
- ・表決方法
- ・秩序保持（委員会の秩序保持の方法をあらかじめ定めておくことが適当）
- ・除斥、自主退席（除斥、自主退席の方法は、あらかじめ定めておくことが適当）
- ・委員外議員、請願紹介議員の出席（ID、パスワードなどの通知）
- ・議長の出席（ログイン、発言などの具体的な方法は、あらかじめ定めておくことが適当）
- ・議案、文書による動議及び資料などの提出と取扱い（あらかじめ委員長に提出することが原則）
- ・公述人、参考人（オンラインで徴取は可能と考えるが、なりすまし防止が必要）
- ・傍聴（総務省通知（委員会の様子を住民が見聞きできる環境の確保）の趣旨を踏まえて定める）
- ・その他（委員の責務など）

まとめて協議した方がいい部分があれば、委員長までご意見をいただきたい。副委員長等と相談して進め方を考えたい。

以上のおり会議要録を作成し、ここに署名する。

委員長 平野 裕子